

問6 市になった場合の市の名称について、あなたの意見をお聞かせください。

- 1 「阿見市」が良い
- 2 他の名称が良いと思う（具体的な名称：茨城県 市）

参考～阿見町市制施行有識者会議～

令和6年9月17日に開催された第2回市制施行有識者会議において、「**阿見町は町制70周年を迎えることになり、地域名称として歴史がある**」「**単独市制であるため阿見の名称を引き継ぐことが妥当である**」「**インターチェンジや商業施設等の名称に阿見が使用されており、現在全国的にも認知されている名称である**」などの理由より、新市の名称は、「阿見市」とすることが適切ではないかというご意見をいただきました。

問7 最後に、市制施行に関するご意見等があれば、下記にご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒にに入れて、11月30日（土）までにポストへご投函ください。（切手は不要です。）

市制に関する町民アンケート

ご協力のお願い

阿見町では、令和7年に実施される国勢調査の結果で、人口が5万人を超えることにより、市制の要件を満たすこととなります。そこで、市制を目指すにあたり、阿見町にお住いの皆さまのご意見をお伺いするため、アンケートを実施することにいたしました。

阿見町が、「市」になることに関して皆さまのご意見をお寄せください。

なお、お答えいただいたアンケートについては、集計後、結果を広報やホームページでお知らせいたします。

令和6年10月

阿見町長 千葉 繁

～記入にあたってのお願い～

<ウェブサイトで回答（電子申請）する場合>

- 右側の二次元コードから「いばらき電子申請サービス」を利用し、必要事項を入力の上、送信してください。（ご回答いただいた場合、改めてアンケート用紙を郵送いただく必要はありません。）

いばらき電子申請
QRコード



<郵送で回答する場合>

- 選択式の設問に対する回答につきましては、**該当する番号に○印**をつけてください。なお、「その他」に該当する場合は、具体的な理由をお書きください。

提出方法・期限

- **11月30日（土）までに**、このアンケート票を同封の返信用封筒にに入れてポストへご投函いただくか、右上のQRコードからウェブサイトでアンケートにご回答ください。
- アンケートの回答は一人一回までとなります。
- アンケート用紙は1世帯につき1枚配布しておりますが、2人目以降のご回答については、ウェブサイト(右上のQRコード)をご利用ください。

調査のお問い合わせ

阿見町役場 町長公室 政策企画課 市制施行準備室 TEL 029-888-1111

該当する番号に○印をつけてください。

問1 あなたの年齢をおたずねします。

- 1 29 歳以下
- 2 30～44 歳
- 3 45～59 歳
- 4 60 歳以上

問2 あなたは阿見町にお住まいになって何年になりますか。

- 1 0～4 年前から居住
- 2 5～14 年前から居住
- 3 15～29 年前から居住
- 4 30 年以上前から居住

問3 阿見町では、現在令和 7 年に実施する国勢調査で人口が 5 万人を超えることにより、市への移行を目指しています。
あなたは、町から市になることについてどのように思われますか。

- 1 良いと思う ⇒ 問 4 へお進みください
- 2 良いと思わない ⇒ 問 5 へお進みください

問4 問 3 で「1 良いと思う」とお答えになった方におたずねします。

良いと思った理由を、次の中から選んでお答えください（複数回答可）

- 1 町以上の独自の公共サービスが期待できるから
- 2 地域の発展や活性化が期待できるから
- 3 「稲敷郡」という表記がなくなるなど、都市的なイメージとなるから
- 4 住所の表示が簡単になるから
- 5 その他（下記に記載してください）

問5 問 3 で「2 良いと思わない」とお答えになった方におたずねします。

良いと思わない理由を次の中から選んでお答えください（複数回答可）

- 1 市になっても町と変わらないと思うから
- 2 「阿見町」に愛着があるから
- 3 市制移行に行政の費用がかかるから
- 4 市になることで住所変更に伴う個人の負担が生じるから
- 5 その他（下記に記載してください）

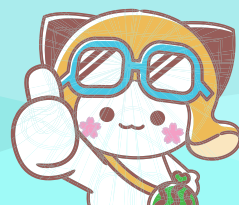
「どうすれば
市になるの？」

「市」になる条件は、法律や県条例で定められているんだ。その条件をクリアするためには、これから国や県と具体的な内容について確認する必要があるんだ。



「市」になる条件の一つが、「人口が5万人以上いること」なんだ。
令和7年に実施される「国勢調査」で阿見町の人口が5万人を超えていれば、市になる手続きを進めることができるんだよ。
「国勢調査」… 統計法に基づき実施される日本で一番重要な統計調査のことだよ。

「なぜ5万人を
目指すの？」



阿見町→阿見市??

一般的には、町の名前がそのまま市になるケースが多いんだ。
でもみんなの意見を聞きたいから同封のアンケートを必ず送ってね。みんなの意見をもとに決定していくよ。

「市の名前は
どうするの？」

「国勢調査」で阿見町の人口が5万人を超えないとダメなんだ。他にも具体的な協議が必要だから令和8年以降の予定だよ。

「いつ市になるの？」

「市になることで何か
手続きが必要なの？」

みんなに大きく影響することは、阿見町が市になることで住所表示が変わることだよ。
必要な手続きや、住所が変わったことを証明する書類については、具体的にわかったら早めにお知らせするよ。待っててね。

その他に心配に思っていることがあればアンケートに書いて送ってね。
アンケートをもとに、これからみんなの疑問に答えていく予定だよ！
これからも阿見町のホームページをチェックしてね。

※アンケートは、令和6年11月30日までに終了。



阿見町

A m i T o w n

〈お問い合わせ〉

阿見町役場 町長公室政策企画課 市制施行準備室

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

電話：029-888-1111（代表） <https://www.town.ami.lg.jp/>



市制施行情報

5万人都市 令和初の「市」誕生に向けて ～市制に向かい みんなで歩もう!!～



阿見町

今、日本は・・・

日本の総人口は50年後には
現在の7割に減少すると推計されています。

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」より)



人口が減ると私たちの未来はどうなるの？

行政は、町民の皆さまに支えられて成り立っています。人口の減少は財政に余裕がなくなり、道路や建物が古くなってもすぐに直せなくなったり、行政サービスの低下を招くおそれがあります。

持続可能なまちづくりのために



人口が増えるとうなるの？

人口が増えることで町の財政が安定し、子どもから高齢者まで、すべての世代が安心して生活を送れるように、さらなる行政サービスの充実を目指すことができます。

日本の人口が深刻な減少局面を迎える中 今、阿見町の人口は増えています！

阿見町は現在、令和5年10月30日に常住人口5万人を達成しました。

この「5万人」という数字は、「町」から「市」への新しいステージに向けて発展していく分岐点となります。

令和6年度から市制施行準備室を設置し、町民の皆さまが住みたい、住み続けたいまちづくりのために、阿見町が「市」に生まれ変わる(市制施行)に向けた準備をはじめました。

「市」になると、何が変わるの？

「市」から連想されるイメージは、町と比べて「人口が多い」「発展的」「都市的」などが挙げられます。イメージだけでなく、具体的には、町では権限がなく出来なかった事務を、市では行うことができるようになります。このように、市になることで自治の権限が広がり、よりきめ細やかな行政運営を行うことができます。その他、市になることで変更されることは次のページのとおりです。



●「阿見町」が「〇〇市」になります(住所の表示)●

住所の表示が変更になり、「茨城県稲敷郡阿見町」が「茨城県〇〇市」となります。また、一部の住所に表記されている「大字」や「字」についての見直しなど、詳細については、これから検討していきます。表示が短くなり、扱いやすく、市になることで都市的なイメージアップにつながります。

また、住所変更により、法人、個人等の手続きが発生する場合があります。必要な手続きや、住所が変わったことを証明する書類については、改めてお知らせいたします。

なお、新しい市の名称は、アンケートで町民の皆さまの意向を確認したうえで決定していきます。

●市になることを理由に課税額が増えることはありません●

町には次のような税金があります。町から市になっても、現行の税制度においては、税率などに変更はなく、市になることを理由に課税額が増えることはありません。介護保険料や後期高齢者医療保険料についても同様です。また、自動車税などの県税、所得税などの国税にも影響はありません。

税金の種類	変更の有無
住民税(個人町民税・法人町民税) 固定資産税・都市計画税 国民健康保険税 軽自動車税、町たばこ税	市になることを理由に 課税額が増えることはありません

●市制施行に伴う費用等について●

行政に必要な費用については、一時的に発生する費用(看板や案内板の修正など)と、継続的に発生する費用(福祉事務所設置に伴う事務費など)がありますが、その金額等については、現在調査中です。

また、個人に生じる負担については、住所の表示変更などに伴い、ご自身で行う必要がある諸手続きや、企業などが作成している看板や名刺などの変更費用が必要となる可能性があります。

●選挙制度・議会制度●

「市長選挙、市議会議員選挙」になると、供託金(選挙に立候補する際に一時的に納める〈供託する〉お金)の金額や、告示の日数、選挙運動のために使用できるはがき等の枚数が変更されます。

●福祉行政●

市になると、福祉事務所が開設されます。今まで、県が行っていた業務を市が直接担当することになり、より身近できめ細やかな対応を行うことで、充実した行政サービスを提供することができます。

区分	項目
新たに行う事務など	生活保護に関する事務 特別児童扶養手当に関する事務 障害児福祉手当に関する事務 特別障害者手当に関する事務 経過的福祉手当に関する事務 児童扶養手当に関する事務 母子生活支援施設への入所、保護の実施 助産施設への入所、助産の実施



阿見町公式
マスコットキャラクター
あみっぺ

裏面ではみんなの疑問にあみっぺが答えるよ ▶▶▶